

入札制度の改正について

入札制度について、令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件から、次のとおり改正します。

最低制限価格の算定式の変更

建設工事における一般管理費の算入率を10分の5.5から10分の6.8に引き上げます。

【変更後の算定方法】

予定価格算出の基礎となる次に掲げる額の合計額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とします。

ただし、次に掲げる額の合計額（万円未満切捨て）が、予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（万円未満切上げ）に消費税相当額を加えた額とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
（それぞれ円未満切捨て）

なお、工事の性質上、上記の算定方法により難しい場合は、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格（税抜き）に乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とします。